

刈谷市国土強靱化地域計画改定業務委託

仕様書

令和7年4月

刈谷市 危機管理課

第1章 総則

第1条 （適用範囲）

本仕様書は、刈谷市（以下「発注者」という。）が委託する刈谷市国土強靱化地域計画改定業務（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

第2条 （目的）

本業務は、令和2年9月に策定した刈谷市国土強靱化地域計画（以下「現行計画」という。）に関して、令和5年7月に変更された国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）及び令和5年10月に更新された国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）（以下「ガイドライン」という。）の内容並びに令和7年3月に変更された愛知県地域強靱化計画（以下、「地域計画」という。）並びに本市の現状を整理し、計画を改定するとともに、刈谷市国土強靱化地域計画アクションプラン（以下「現行アクションプラン」という。）も併せて改定することを目的とする。

第3条 （準拠する法令等）

本業務の実施にあたり、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 国土強靱化基本法
- (2) 国土強靱化基本計画
- (3) 国土強靱化アクションプラン
- (4) 国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）
- (5) 災害対策基本法
- (6) 水防法
- (7) 河川法
- (8) 都市計画法
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (10) 愛知県地域強靱化計画
- (11) 愛知県地域防災計画
- (12) 刈谷市国土強靱化地域計画
- (13) 刈谷市国土強靱化地域計画アクションプラン
- (14) 刈谷市地域防災計画
- (15) 刈谷市総合計画
- (16) 刈谷市都市計画マスタープラン
- (17) 刈谷市公共施設等総合管理計画
- (18) 刈谷市条例及び規則等
- (19) その他関係法令、条例、規則、規程

第4条 （業務実施計画）

受注者は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、業務実施計画等を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者届及び照査技術者届
(経歴書、資格登録書等、同種業務の業務実績証明書類を含む)
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

第5条 (公的資格及び個人情報保護)

受注者は、本業務において扱う情報の漏洩や紛失、改ざんの防止のため、関連法令、規定を遵守するほか、適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、企業として下記のうち2つ以上の資格を有していることとし、受注者は業務着手時にその資格が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得ることとする。

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム (JISQ27001)」
- (2) 「品質管理マネジメントシステム (JISQ9001)」
- (3) 「プライバシーマーク (JISQ15001)」
- (4) 「国土強靱化貢献団体 (レジリエンス認証・登録証)」

第6条 (技術者等の選任)

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、防災・減災等の計画策定及び空間情報データに精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。

なお、管理技術者及び照査技術者は、以下の条件を満たす技術者を配置するものとし、兼務は認めないものとする。また、業務実績はテクリス登録及び契約書などにより証明するものとする。

- (1) 管理技術者：技術士(建設部門の選択科目に限る)又はRCCMの資格を有し、過去5年以内に愛知県内の自治体における「国土強靱化地域計画改定業務」の実績を有する者とする。
- (2) 照査技術者：空間情報総括監理技術者の資格を有し、過去5年以内に自治体における「国土強靱化地域計画策定又は改定業務」の実績を有する者とする。

第7条 (関係官公署への手続き)

本業務に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、発注者と受注者の協議の上で受注者において迅速に処理しなければならない。

第8条 (損害賠償)

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

第9条 (守秘義務)

本業務の遂行により知り得た情報を、発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。

また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第10条 （成果品の瑕疵）

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

第11条 （成果品の帰属）

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくほかに公表、貸与又は使用してはならない。ただし、受注者が従前から有していたプログラム構成部品の著作権についてはこの限りでない。

第12条 （成果品の検査・納品）

本業務の成果品について、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品（中間成果品含む）の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第13条 （貸与資料）

発注者は、本業務で必要となる図書及びその他関係資料を貸与するものとする。受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与された資料については、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分注意するものとする。また、複製した資料については、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第14条 （疑義）

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上で決定するものとする。

第15条 （業務工期）

本業務の工期は、契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

第2章 業務概要

第16条 （業務概要）

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 更新課題・方針の作成
- (4) 国土強靱化地域計画更新案の作成
- (5) 庁内照会の支援
- (6) パブリックコメントの支援

- (7) 概要版の更新
- (8) アクションプランの見直し
- (9) 打合せ・協議

第3章 業務内容

第17条 （計画準備）

本業務の遂行にあたり、計画策定に必要な関連事項を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

第18条 （資料収集・整理）

本業務に必要な資料を収集・整理するものとする。なお、資料の改訂がなされた場合については、可能な限り反映するものとし、内容等については、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

第19条 （更新課題・方針の作成）

現行計画を更新するにあたり課題を整理するとともに、更新方針を作成するものとする。

第20条 （国土強靱化地域計画更新案の作成）

1 リスクシナリオ（最悪の事態）の見直し

ガイドラインで見直されたリスクシナリオ（最悪の事態）等に関する各種計画との整合を図るものとする。

2 強靱化施策分野の見直し

リスクシナリオ（最悪の事態）を回避するために必要な施策について、基本計画の横断的分野に新たに設定された「デジタル活用」を含め、地域の状況に応じて取り組むべき施策分野を見直すものとする。

3 脆弱性評価の検討

現行計画の内容を精査し、脆弱性評価結果の内容を現況の状況に応じて更新するとともに、新たな評価の必要がある場合は内容について検討するものとする。

4 リスク対応方策の見直し

脆弱性の評価結果に基づき、リスクシナリオごとの推進方針や関連事業、重要業績指標の更新を行うものとし、更新にあたっては、庁内照会等により、情報収集及び調整した結果に基づき整理するものとする。

また、基本計画で新たに設定された基本的な方針「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」に該当する推進方針を検討するものとする。

5 更新案の作成・とりまとめ

1～4までの内容を更新案としてとりまとめるとともに、発注者の各部等にて内容の確認・修正等を行い、それらの内容を反映したものを計画（最終版）とするものとする。

第21条 （庁内照会の支援）

リスクシナリオごとの推進方針や関連事業、重要業績指標、アクションプランを更新するために実施する関係各課への庁内照会用の資料等の作成を行うものとする。

第22条 （パブリックコメントの支援）

更新案の内容に関してパブリックコメントを実施するものとし、その開催時期及び期間については発注者と受注者の協議の上で決定するものとする。

また、パブリックコメントの実施に要する資料（PDF及び公表資料など）を作成するとともに、市民等から寄せられた意見の集計及び内容の取りまとめ、計画への反映等について必要に応じて支援を行うものとする。

第23条 （概要版の更新）

計画（最終版）に基づき、現行の概要版を更新するものとする。

第24条 （アクションプランの見直し）

現行アクションプランの実施事項や重要業績指標（KPI）及び指標値について、庁内照会の結果を反映した計画（最終版）を取りまとめるものとする。

なお、庁内照会結果のとりまとめについては、発注者側で行うものとする。

第25条 （打合せ・協議）

打合せ・協議については、業務着手時（1回）、業務中間時（2回）、業務完了時（1回）を想定しているが、業務の進捗状況に応じて適宜実施するものとする。

第4章 成果品

第26条 （成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 刈谷市国土強靱化地域計画 | 1式（PDF形式） |
| (2) 刈谷市国土強靱化地域計画(概要版) | 1式（PDF形式） |
| (3) 刈谷市国土強靱化地域計画アクションプラン | 1式（PDF形式） |
| (4) 打合せ協議記録・業務実施計画書 | 1式 |
| (5) 上記の電子データ | 1式（CD-R） |
| (6) その他関連資料 | 1式 |